第 2803 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 6月16日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 決算締切日

Q：当社は、売上の〆日を20日としています。決算もこの20日をもって締めたいのですが認められますでしょうか？

A：決算終了日以前10日以内の一定の日を締切日として、継続適用する場合には認められます。

【解説】

法人税法では、所得金額は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることになっています。

したがって、原則としては末日までの売上げをその期の売上として計上しなければならないのですが、事務手続きが煩雑になる場合もあり、税務では、決算の締切日は商習慣その他相当の理由により、各事業年度の収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認めることとしています。

しかし、この取扱いは事務手続きの簡素化の見地から認められたものですから、たとえば、仕入の計上は月末までというように売上げと仕入が対応していないような計上基準は認められないこととなります。

なお、その他の勘定科目につきましては、重要性の原則に照らし、商習慣その他相当の理由があると認められる場合には、個々の科目ごとに決算締切りを行っても継続して処理をする限りにおいて認められるものと思われます。